

2010.09.13：平成 22 年第 5 回定例会（第 2 日目）小松市議会

○13 番（木村厚子君）

今回の私の質問は 1 点、マルチメディアデジター版教科書の普及促進についてでございます。

平成 20 年 9 月に障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進などに関する法律、いわゆる教科書バリアフリー法が施行されました。この教科書バリアフリー法の施行を機に、平成 21 年 9 月より財団法人日本障害者リハビリテーション協会がボランティア団体の協力を得て通常の教科書と同様のテキストと画像を使用しデジタル化に対応することでテキスト文字に音声同期（シンクロ）させて読むことを可能にしたマルチメディアデジター版教科書、略してデジター教科書の提供を始めました。

文部科学省は、平成 21 年度より発達障害などの障害特性に応じたデジター教科書などのあり方やそれらを活用した効果的な指導方法などについて実証的な調査研究を実施してきています。

デジター教科書は、もともと視覚障害者のための録音テープにかわるものとして開発されました。これに文字と音声と画像を組み合わせたものがマルチメディアデジターです。パソコンで音声を聞きながら同時に文字や絵や写真を見ることができ、読んでいるところがハイライトされるのでどこを読んでいるのかわかるようになっていきます。わかりやすい例で言えばカラオケを歌うときテレビ画面の文字が変わっていくというイメージです。印刷物だけでは情報を得ることができなかった人々への支援ツールとして活用が始まっており、学習障害（LD）や発達障害のある人だけではなく高齢者を初めすべての人に活用を試みる計画も始まっています。

デジター教科書は平成 21 年 12 月現在で約 300 人の児童生徒に活用され、保護者などから学習効果が向上したとの効果が表明されるなど普及推進への期待が大変高まってきました。しかし、このデジター教科書は教科書無償給付の対象となっていないことに加えて、その製作は多大な時間と費用を要するにもかかわらずボランティア団体頼みであるため、必要とする児童生徒の希望に十分にこたえられない状況にあります。実際にリハビリテーション協会が平成 21 年度にデジター化に対応できた教科書は小中学校用の教科書全体の約 4 分の 1 にとどまっています。

以上の状況を踏まえ、今後の小松市におけるマルチメディアデジター教科書への積極的な対応を教育長に求めるものです。

発達障害の児童生徒はどれくらいいるのか。また、教育現場での特別支援学級での生徒への対応の現状も含め、小松市における関係する児童生徒の現状など、あわせて教育長にお尋ねするものであります。

○教育長（吉田洋三君） マルチメディアデジター教科書の普及促進についてに関しまして、発達障害の児童生徒はどれくらいいるかということですが、まず本市は平成 16 年より国の事業を受けて特別支援教育体制というものを整備してまいりました。通常の学級に在籍する学習面、行動面、対人関係についてつまずきのある児童生徒ということにつきましては、校内委員会等を開催して全教職員で指導、支援を行っております。県から出されているちょっとした気づきについて、きちっとメモをとりながら実態を把握する気づき票というのがございますが、そういうものを用いたり、それから個別の指導計画あるいは教育支援計画の作成をして、計画に基づいた教育実践というものをしております。

そこで、通常の学級における発達障害の児童生徒及び特別な支援を要する児童生徒数ということですが、昨年度の調査では、まだ今年度は出ておりませんが、小中学校合わせて小松市は約 2%ということでございます。

その児童生徒の就学状況はと申しますと、通常の学級に在籍しているか、さらに専門的な指導を要する場合は通級指導教室、これは小松市には芦城小学校と芦城中学校だけでございますが、そちらのほうへ通級する。もしくはさらに特別支援学級という学級を設けてございますので、そちらに在籍することになっております。

このように校内体制を整えて個に、一人一人に応じた指導、支援を行っておりますが、絶えず保護者と必要な場合は、小松市がことし開設しましたけれども子ども教育相談・発達支援センターとも連携したり、時には医療等の関係機関とも相談をしながら対応しているということでございます。

そんな中でも特別支援を要する各学校に23名、小学校13校、中学校4校に配置をいたしておりますが、ほかに学習を支援するスクールサポーターと呼んでおりますけれどもこういう方を小学校17校、中学校2校に配置して合計30名配置しております。それからスクールカウンセラー、臨床心理士という資格を持った方なのですが、中学校は全校、小学校2校ということで10名配置しております。さらに心の相談員として小学校に15校配置して、人数的には11名の方をお願いしております。そして個の課題に応じた支援をする、子供の側に立って解決策を講ずるということなのですが、スクールソーシャルワーカーという方を、これは元校長さんなのですが1名センターに常駐しておりますして全校を対象に派遣できるような体制を整えております。

そこでマルチメディアデージー教科書についてでございますが、議員御指摘のように非常に素晴らしい教科書が今開発されております。正直申しまして私もこういうデージー教科書があるということは存じておりましたが、議員の御質問がございまして早速いろいろ調べて勉強もさせていただきましてというのが現状でございます。現に私どもの手元にはデージー教科書はございません。また近々手に取って見ていきたいと思っておりますが。

国の動向を見ますと1998年から2001年、厚生労働省による視覚障害者への貸与普及から始まっております。その後、発達障害、特に学習障害と言われていた方にとっても必要性、有効性が高いという先ほどいろいろ御説明がございましたとおりでございます。それを受けまして、2009年度、文部科学省による発達障害等に対応した教材等の在り方に関する調査研究事業、マルチメディアデージー教科書ということで研究対象になっているところでございます。

本市におきましても、これまで先ほど申し上げましたように校内体制とか指導体制とか個に応じた指導、そして教材研究、人的支援、教員研修等に力を入れてまいりましたけれども、今後はこのデージー教科書に関しましては国や県の調査研究を大いに参考にしながら、発達障害のある児童生徒の学習を保障する授業が展開できますよう情報収集をまず、それから調査を手始めにしたいと、このように思っております。

2010.12.13：平成22年第7回定例会（第2日目）

○4番（片山瞬次郎君） 大変に丁寧にお答えいただきましてありがとうございました。

2つだけちょっとあります。

まず、教育長に教育的なITの技術というもののスタンディングポイントをしっかりと持っていたきたいなというふうに思います。

回答は結構です。電子黒板やデージー教科書や、このようなことというのは本当に日進月歩で進んでまいります。あつと言う間に、今小説化もそういう形で貸し出しができるような形で今進み始めております。そういう意味から、しっかりと把握していただきたいなということが一つ。これは回答は結構でございます。